平成２１年（フ）第１０４号
千葉県いすみ市大原8078番地４メゾンリヴィエールＡ
債務者　押尾華代子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
千葉県茂原市萱場732番地13
債務者　林　ひろみ（旧姓高品）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
千葉県いすみ市大原8721番地１
債務者　安形ヒデ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第３１４６号
名古屋市中川区西伏屋３丁目401番地　県営伏屋第一住宅３棟611号室、住民票上の住所愛知県海部郡美和町大字篠田字南組89番地２
債務者　浅岡　勝義
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５７号
愛知県尾張旭市西大道町五輪塚3685番地
債務者　谷口　高司
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７２号
名古屋市千種区春岡１丁目31番７号　明楽春岡301号
債務者　小島　久明
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９６号
大津市稲津２丁目11番56号
債務者　鬼丸美智代
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５８号
滋賀県湖南市三雲堂の上988―７、住民票上の住所京都府亀岡市東別院町鎌倉見立12番地85
債務者　中西　一男
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１３号
大津市南郷１丁目12番２号、前住所京都市伏見区桃山町泰長老125番地４シャンポール観月橋106号
債務者　藤井　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５３号
大津市大平２丁目２番30号　シャトル石山Ｂ207、前住所大津市石山寺２丁目14番２号
債務者　矢野由香里
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６８号
兵庫県姫路市家島町真浦405番地
債務者　橋本千鶴美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６９８号
兵庫県姫路市西今宿２丁目６番１号高岡マンション２―13号
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７０８号
兵庫県加古川市尾上町長田91番地の８
債務者　吉川　千尋
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４２号
兵庫県加古川市加古川町備後363番地の１サンコート204号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋279番地の８
債務者　古門　菊次
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４３号
兵庫県加古川市加古川町備後363番地の１サンコート204号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋279番地の８
債務者　古門美知子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５７号
兵庫県姫路市大津区平松260番地
債務者　白石　博光
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７６０号
兵庫県姫路市白国４丁目10番５号
債務者　天野多喜子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部